

株 主 各 位

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号  
株式会社 きんえい  
代表取締役社長 田 中 耕 造

## 第125期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛、否のいずれかをご表示いただき、令和4年4月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年4月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号  
都シティ 大阪天王寺 6階 吉野の間
3. 目的事項  
報告事項 第125期（令和3年2月1日から令和4年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役6名選任の件

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - 招集通知添付書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kin-ei.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。
  - 株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、昨年度よりとりやめとさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(令和3年2月1日から)  
(令和4年1月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果並びに今後の課題

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として大きく、持ち直しの動きは見られるものの、個人消費などが厳しい状況を脱しきれないまま推移しました。

この間、当社におきましては、当社施設を通じた新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、細心の注意を払いながら集客に努め、収入の確保を目指しましたが、政府の3度目の緊急事態宣言を受けて、4月25日から5月31日まで「あべのアポロシネマ」を臨時休館するに至り、6月1日の営業再開後も3週にわたり土曜日、日曜日を休館したほか、間隔を空けての座席販売及び営業時間短縮を実施しました。その後、土・日営業と全席販売を再開しましたが、4度目の緊急事態宣言が発出され、8月2日から9月30日まで再び間隔を空けての座席販売及び営業時間短縮を余儀なくされました。10月以降は通常営業に戻りましたが、長期間に亘り営業の制約を受けたため、本格的な収入回復には至りませんでした。これらの結果、売上高は前期に比較して5.0%増の3,001,191千円となり、諸経費全般に亘って鋭意節減に努めました結果、営業利益は前期に比較して44.3%増の135,179千円、経常利益は25.6%増の159,058千円、当期純利益は96.3%増の108,018千円となりました。

以下、事業の概況を部門別に申し上げます。

シネマ・アミューズメント事業部門におきましては、劇場事業では、“劇場版 呪術廻戦 0” “シン・エヴァンゲリオン劇場版” “東京リベンジャーズ” “名探偵コナン 緋色の弾丸” “花束みたいな恋をした” “竜とそばかすの姫” “マスカレード・ナイト” “僕のヒーローアカデミア THE MOVIE ワールド ヒーローズ ミッション” “スパイダーマン：ノー・ウェイ・ホーム” “るろうに剣心 最終章 The Final”などを上映して観客誘致に努めました。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、安全・安心に映画をご覧いただけることを第一に考え、従業員の健康管理を徹底するとともに、お客様にマスクの着用、消毒液の使用及び体温の測定をお願いし、抗ウイルス・抗菌加工済みの館内の消毒を継続、サーモグラフィーカメラを増設するなどあらゆる感染予防対策を徹底しました。その上で、「スクリーン8」の座席リニューアル、空調機自動制御機器の更新など、より快適な鑑賞環境づくりに力を注ぐとともに、自動券売機を増設して省人化を進めました。この結果、劇場事業と同様に、臨時休業や営業時間短縮を余儀なくされた娯楽場事業を含めた部門全体の収入合計は、収益認識会計基準等の適用による影響額を含め996,921千円となり、営業原価控除後では30,374千円の営業損失となりました。

不動産事業部門におきましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、アポロ・ルシアス両ビルにおける抗ウイルス・抗菌加工済みの共用部の消毒を継続するとともに、テナントへの情報提供に努めてまいりました。また、アポロビルにおいて、非常用放送設備、防犯カメラ及び空調機の更新、階段照明器具LED化、テナント誘致に伴う区画整備等の諸工事を実施し、ビルの機能強化を図りました。ルシアスビルにおいても、給排気ファン、空調制御設備及び蓄電池設備の更新、防火シャッター改修等に計画的に取り組むなど、より安全で快適なビルづくりを推進しました。また、賃貸収入の確保に向けて、空室部分への後継テナント誘致に注力し、ビル入居率の維持に努めましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い来館者数が低調に推移し、空室発生や賃料減額により、駐車場等ビル付帯事業並びにその他の事業を含めた部門全体の収入合計は、収益認識会計基準等の適用による影響額を含め2,004,269千円となり、営業原価控除後では454,416千円の営業利益となりました。

今後につきましては、新型コロナウイルスの感染収束が待たれる中、予断を許さない状況が続くものと予想されます。当社といたしましては、引き続き当社施設を通じた感染拡大を防止するため、種々の対策を徹底、継続してまいります。その上で、シネマ・アミューズメント事業部門では、魅力ある作品の上映に努めるとともに、「あべのハルカス」「あべのキューズモール」「天王寺ミオ」など周辺施設との共同販売促進策を推進するほか、簡単・便利な「チケット予約システム」、格安で映画をご覧いただける「映画会員制度」をアピールし、あべの・天王寺エリア唯一の映画館「あべのアポロシネマ」への集客と収入の確保を目指してまいります。

不動産事業部門におきましては、テナント入居率の維持・向上による賃貸収入の確保を図るのはもとより、引き続き設備更新・改良工事等を計画的に進めるなど、ビルのさらなる機能向上を図り、安全で快適な環境づくりに努めてまいります。加えて、「あべのアポロシネマ」との連携を推進し、一層の集客に注力してまいります。

当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により「あべのアポロシネマ」が臨時休館したほか、定員の約半分の座席販売、営業時間短縮など様々な制約を受けましたため、本格的な収入回復には至りませんでした。今後、当社施設を通じた感染拡大の防止に万全を期することはもとより、顧客誘致に全力で取り組み、業績の回復と事業の発展に向けて懸命の努力を傾けてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は184,666千円で、設備の新設、改良等の主なものは次のとおりであります。

アポロビル 6階南系統及び8階南系統空調機更新工事

アポロビル 6階賃貸床一部区画整備工事

あべのアポロシネマ ルシアスビル側空調機自動制御機器更新工事

アポロビル 非常放送設備更新工事

あべのアポロシネマ 自動券売機増設工事

アポロビル 6階一部アスベスト対策工事

## (3) 資金調達の状況

当事業年度末の借入金残高は918,750千円であり、前期末に比較して75,000千円減少しました。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第122期 平成30年度	第123期 令和元年度	第124期 令和2年度	第125期(当事業年度) 令和3年度
売 上 高 (千円)	3,618,059	3,882,383	2,857,560	3,001,191
経 常 利 益 (千円)	203,581	224,303	126,608	159,058
当 期 純 利 益 (千円)	117,924	129,703	55,025	108,018
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	42.28	46.51	19.73	38.74
総 資 産 (千円)	6,170,342	5,919,041	5,758,901	5,770,694
純 資 産 (千円)	2,012,463	2,113,900	2,139,864	2,221,515

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、自己株式数を控除して算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第123期の期首から適用しており、第122期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）を第125期（当事業年度）の期首から適用しております。詳細は、「個別注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

## (5) 親会社の状況

### ① 親会社に関する事項

当社の親会社は近鉄グループホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式を同社子会社保有株式（同株式の退職給付信託分を含む。）と合わせ1,717千株（出資比率60.9%）を保有しております。

また、当社の取締役1名及び監査役1名が同社の取締役、当社の監査役1名が同社子会社の監査役であります。

### ② 親会社との取引に関する事項

当社は、同社との間で、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による資金の貸付などの取引を行っております。

当該取引は、当社の経営上有益なものであります。また、取引条件は、CMSにかかるものであり、貸付金利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

従って、当該取引は公正、妥当な取引条件により実行されており、当社は当該取引により相応の利益を得ていますので、取締役会は、当該取引は当社の利益を害さないと判断しております。

## (6) 事業内容（令和4年1月31日現在）

- ① 劇場及び娯楽場の経営
- ② 賃貸ビルディング及び駐車場等の経営

## (7) 事業所 (令和4年1月31日現在)

名 称		所在地
本 社		大阪市阿倍野区
劇場及び娯楽場	あべのアポロシネマ アポロ3階ゲームセンター アポロ4階ゲームセンター	
賃貸ビルディング 及び駐車場等	きんえいアポロビル あべのルシアス ヴィアあべのウォーク (当社所有区画) きんえいアポロ駐車場 あべのルシアス駐車場 宝くじ売場 あべのハルカス店 アポロビル地下2階宝くじ売店	

## (8) 使用人の状況 (令和4年1月31日現在)

使用人数 (前期末 比較増減)	平均年齢	平均勤続年数
41名 (4名減)	49.3歳	16.4年

(注) 使用人数には他社への出向社員を含んでおりません。

## (9) 借入先 (令和4年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	672,500
三井住友信託銀行株式会社	168,125
明治安田生命保険相互会社	78,125

千円

## 2. 会社の株式に関する事項（令和4年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 2,821,000株（自己株式32,428株を含む。）  
 (3) 株主数 4,286名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口）	1,270	45.5
近鉄保険サービス株式会社	250	9.0
近鉄グループホールディングス株式会社	163	5.9
岸本ビル株式会社	25	0.9
南野顕夫 株式会社近鉄百貨店	17	0.6
株式会社近鉄リテーリング	15	0.6
南園良三郎	6	0.2
日本ファシリオ株式会社	5	0.2
共同総合サービス株式会社	4	0.2

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（32,428株）を控除して算出しております。  
 2. 上記株主の当社持株数は株主名簿上の持株数であり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口）の持株数1,270千株は、全て近畿日本鉄道株式会社の信託財産であります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（令和4年1月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 耕 造	
専務取締役	作 田 憲 彦	シネマ・アミューズメント事業部長
常務取締役	北 悦 治	企画部長 不動産事業部長
取 締 役	松 本 昭 彦	総務部長
取 締 役	茂 莉 敏 男	技術部長
取 締 役	藤 下 修	経理部長
取 締 役	小 林 哲 也	近鉄グループホールディングス株式 会社取締役会長グループCEO 株式会社近鉄百貨店取締役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締 役 KNT-CTホールディングス株式 会社取締役 関西電力株式会社社外取締役
取 締 役	網 本 浩 幸	弁護士
取 締 役	河 内 一 友	株式会社毎日放送相談役最高顧問
監 査 役（常 勤）	門 山 龍 彦	
監 査 役	長 田 宏	株式会社近鉄百貨店社外監査役（常 勤）
監 査 役	安 本 幸 泰	近鉄グループホールディングス株式 会社取締役副社長

- (注) 1. 取締役網本浩幸及び同河内一友は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、会社法第427条第1項及び定款第27条の規定に基づき、両社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
2. 監査役門山龍彦及び同長田 宏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として平野雅大が選任されております。



3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。
  - ① 被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は特約部分を含め全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。
  - ② 填補の対象となる保険事故の概要  
会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求がなされた場合に、これによって被保険者が被る損害（損害賠償請求がなされるおそれがある状況において、これに対応するために要する費用を含む。）を填補する。
  - ③ 役員等の職務執行の適正性が損なわれないための措置  
保険契約において、私的な利益または便宜の供与に起因するもの、犯罪行為または違法であることを認識しながら行った行為に起因するものなどは、免責事由として損害を填補する対象としないこととしている。
4. 当社は東京証券取引所に対し、取締役網本浩幸及び同河内一友を独立役員として届け出ております。
5. 取締役河内一友は、令和3年6月24日、株式会社MBSメディアホールディングスの相談役最高顧問を任期満了により退任しました。
6. 監査役安本幸泰は、近鉄グループホールディングス株式会社及び近畿日本鉄道株式会社において、長年にわたり経理実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役安本幸泰は、令和3年6月15日、株式会社近鉄エクスプレスの社外監査役を任期満了により退任しました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	49,045千円 (7,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,476千円 (9,156千円)
計	12名	59,521千円

- (注) 1. 支給額は、全額固定金銭報酬であります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役（4名）の使用人給与相当額を20,277千円支給しております。

3. 取締役及び監査役の報酬については、平成6年4月27日開催の第97期定時株主総会の決議により、取締役報酬額を月額500万円以内、監査役報酬額を月額150万円以内とし、取締役報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含まない旨定めており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名であります。
4. 取締役の個人別報酬の決定方針は次のとおりであり、当社が取締役会の諮問機関として設置している人事・報酬諮問委員会において審議の上、令和3年1月28日開催の取締役会において決定しております。

#### 取締役の個人別報酬の決定方針

取締役の個人別報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、毎月、現金で支払う固定報酬のみとし、その具体的金額は、各取締役の役職または役割に応じ、あらかじめ人事・報酬諮問委員会に諮問して意見を求めた上、取締役会で決定する。

また、当事業年度における取締役の個人別報酬は、当該決定方針に従い、あらかじめ人事・報酬諮問委員会に諮問して意見を求めた上、取締役会で決定しており、決定方針との整合性を含めた検討を加えておりますので、取締役会は、当該個人別報酬は決定方針に沿うものと判断しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係等

取締役 網本 浩幸

- ・当事業年度における主な活動状況は、開催した取締役会7回全てに出席し、弁護士としての立場から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、人事・報酬諮問委員会の委員として取締役の人事・報酬について監督し、助言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。

取締役 河内 一友

- ・当事業年度における主な活動状況は、開催した取締役会7回全てに出席し、企業経営者としての立場から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、人事・報酬諮問委員会の委員として取締役の人事・報酬について監督し、助言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。

監査役 門山 龍彦

- ・当事業年度における主な活動状況は、開催した取締役会7回全て、監査役会8回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し意見を述べました。

監査役 長田 宏

- ・令和4年1月31日現在、株式会社近鉄百貨店社外監査役（常勤）を兼任しております。なお、同社は、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）の0.6%を保有する株主であります。
- ・当事業年度における主な活動状況は、開催した取締役会7回全て、監査役会8回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し意見を述べました。

- ② 当社の親会社または当社親会社の子会社（当社を除く。）から当事業年度において受けた役員としての報酬等の額

12,460千円

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

23,000千円

- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人及び社内関係部門から必要な資料を入手し、また報告を聴取して、会計監査人の監査計画の内容、前期の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認しました。その上で監査役会において検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると判断した場合には、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行の状況その他の事情を勘案して、必要と認められる場合には、株主総会における会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容の決定を行う方針です。

## 5. 株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（会社法第362条第4項第6号に基づく体制）

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備することを取締役会において決議しております。なお、この内容については必要が生じる都度、見直しを実施しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が、法令・定款及び社会規範に適合した行動をとるための具体的指標として、「企業行動規範」及び「きんえい倫理規定」を制定し、これを周知するための措置をとる。
- ② 法令及び企業倫理に則った企業行動を推進するため、「法令倫理委員会」を設置するとともに、各部に法令倫理責任者及び法令倫理担当者を置く。
- ③ 使用人が法令・企業倫理や社内規程に反する行為を発見した場合に、通報や相談を行うことができる「法令倫理相談制度」を設ける。
- ④ 法令、社内諸規則に定めるところに従い、業務が適切に遂行されているか否かを検証するため、内部監査部門が監査規程に基づき業務・能率監査等の内部監査を実施する。
- ⑤ 反社会的勢力との関係については、これを一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることとし、その旨を「企業行動規範」及び「きんえい倫理規定」に明示する。

- ⑥ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、財務報告を法令等に従って適正に作成することの重要性を十分に認識し、必要な体制等を適切に整備、運用する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存及び管理に関し「文書取扱規程」を整備し、同規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整える。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業等のリスクを適切に管理するため、包括的規定として「リスク管理規程」を制定するとともに、リスクを含む重要な案件については、必要に応じて取締役会並びに常勤の役員及び執行役員で構成される常務役員会において審議を行う。
- ② 安全に関する事項、法令・企業倫理の遵守に関する事項など特に重要と判断したリスクの管理については、全体のリスク管理体制に加えて、マニュアルの制定など個別の管理体制も整備する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会の決議により、適正な業務組織と分掌事項を設定し、業務執行取締役及び執行役員の担当業務を明確に定める。また、業務執行を統轄する社長の下、相互牽制の観点にも配慮しつつ、一定の基準により決裁権限を業務執行取締役及び執行役員に委譲する。
- ② 業務執行取締役及び執行役員間の情報の共有と効率的な意思決定を図るため、常務役員会を常設する。
- ③ 部門別業績管理の導入により、社長が定める全社目標に基づく事業所別月別収支予算を作成し、常勤役員、執行役員及び部長で構成される部長会において、その達成度をチェックすることにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を図る。
- ④ 業務改善の促進や経営効率の向上等に資する観点から内部監査部門による内部監査を実施する。

## (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社と親会社との間での取引の公正を確保するため、通例的でないと判断できる取引については、親会社以外の株主の利益に配慮し、取締役会において慎重に検討を行う。

## (6) 監査役の監査に関する体制

- ① 監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、取締役の指揮下から外れて監査役の指揮を受け、その人事異動、評価、賃金の改定等については、常勤監査役の同意を得た上で決定する。
- ③ 監査役の職務を補助する使用人は、取締役及びその指揮下にある使用人を介さず、監査役から直接指示を受け、また監査役に直接報告を行う。
- ④ 取締役及び使用人は、監査役に対して、業務執行に係る文書その他の重要な文書を回付するとともに、法定事項のほか、全社的に重要な影響を及ぼす事項を速やかに報告する。また、監査役が職務の必要上報告及び調査を要請した場合には、積極的にこれに協力する。さらに、業務執行取締役及び執行役員は、常勤監査役と定期的に面談し、業務に関する報告等を行う。

このほか、内部監査部門は、内部監査の結果を定期的に監査役に報告する。また、「法令倫理相談制度」において、通報内容が監査役の職務の執行に必要と認められる場合及び通報者が監査役に通知を希望する場合は、速やかに監査役に報告する。

- ⑤ 取締役及び使用人が監査役に報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な扱いも行わないものとする。
- ⑥ 監査役が、その職務の執行について、費用の前払い、または支出した費用の償還を請求した場合は、監査役の職務の執行に不要なものであることが明白なときを除き、速やかにその請求に応じる。
- ⑦ 常勤の監査役は、常務役員会等の会議体に参加し、意見を述べることであり、監査役会は、必要に応じて取締役、使用人及び会計監査人その他の関係者の出席を求めることができる。

上記体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) 内部統制システムのモニタリング

当社の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は、業務全般を対象とした内部監査を実施する機関として設置した監査部が計画的に内部監査を実施し、監査報告会を開催して改善すべき点について関係部門に周知させ、所要の措置を講じております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制に関する業務の管理及び統括を行っております。

なお、当事業年度の運用状況については、令和4年1月31日に開催した取締役会において報告し、本体制の見直しは必要ないことを確認いたしました。

### (2) 法令・企業倫理の遵守

法令・企業倫理に沿った社内規程、マニュアル等を整備・運用し、法令倫理責任者及び法令倫理担当者による日常の指導を通じてその遵守を徹底するとともに、全ての常勤の役員及び使用人に対し計画的に社内研修を実施し、法令・企業倫理に関する啓発を行っております。

また、法令・企業倫理に反する行為を発見した場合に、通報や相談を行うことができる「法令倫理相談制度」を設けており、制度の趣旨及び内容について、研修会の機会等を利用して全使用人に周知させるとともに、相談者にとって使いやすい制度とするため、社内のほか顧問弁護士事務所でも相談を受け付けております。

### (3) リスク管理体制

事業等のリスクを適切に管理するため、リスクを含む重要な案件については、一定の基準に基づき、取締役会並びに常勤の役員及び執行役員で構成される常務役員会において審議いたしました。

また、法令・企業倫理の遵守、個人情報への取扱い、ビル建物・設備の管理、情報システム・情報機器の管理など、特に個別の対応が必要なリスクについては、それぞれ管理機関としての会議体の設置・運営や、社内規程、マニュアル等の整備・運用など、最適と判断した方法により管理しております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(令和4年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	772,223	流動負債	1,258,624
現金及び預金	84,524	買掛金	102,917
売掛金	118,700	短期借入金	450,000
未収入金	1,648	1年内返済予定の長期借入金	75,000
短期貸付金	514,669	未払金	192,714
商 品	3,455	設備未払金	121,516
前払費用	7,419	未払費用	16,515
その他の	42,576	未払法人税等	42,552
貸倒引当金	△ 771	預り金	88,217
固定資産	4,998,471	前受収益	163,789
有形固定資産	4,099,674	賞与引当金	5,400
建物	2,848,082	固定負債	2,290,554
機械及び装置	29,159	長期借入金	393,750
工具、器具及び備品	98,684	繰延税金負債	4,500
土地	1,123,748	退職給付引当金	72,196
無形固定資産	59,643	受入保証金	1,529,907
電話加入権	1,066	資産除去債務	290,000
電気供給施設利用権	40	その他の	200
ソフトウェア	58,535	負債合計	3,549,178
投資その他の資産	839,153	(純資産の部)	
投資有価証券	8,771	株主資本	2,218,910
長期前払費用	5,168	資本金	564,200
差入保証金	801,958	資本剰余金	24,155
その他の	23,255	資本準備金	24,155
資産合計	5,770,694	利益剰余金	1,741,439
		利益準備金	120,197
		その他利益剰余金	1,621,242
		固定資産圧縮積立金	72,784
		別途積立金	300,000
		繰越利益剰余金	1,248,457
		自己株式	△ 110,884
		評価・換算差額等	2,604
		その他有価証券評価差額金	2,604
		純資産合計	2,221,515
		負債・純資産合計	5,770,694



# 損 益 計 算 書

(令和3年2月1日から  
令和4年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,001,191
営 業 原 価		2,577,149
営 業 総 利 益		424,041
一 般 管 理 費		288,862
<b>営 業 利 益</b>		<b>135,179</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,525	
助 成 金 収 入	18,577	
そ の 他	11,903	32,006
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,127	8,127
<b>経 常 利 益</b>		<b>159,058</b>
特 別 利 益		
休業等の要請に伴う協力金	68,228	68,228
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	43,521	
臨 時 休 館 に 伴 う 損 失	27,189	70,710
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>156,575</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	48,221	
法 人 税 等 調 整 額	335	48,557
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>108,018</b>

# 株主資本等変動計算書

(令和3年2月1日から  
令和4年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
			固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	564,200	24,155	120,197	80,489	300,000	1,160,620	△110,884	2,138,778
当 期 変 動 額								
固定資産圧縮 積立金の取崩				△7,704		7,704		—
剰余金の配当						△27,885		△27,885
当 期 純 利 益						108,018		108,018
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△7,704	—	87,836	—	80,132
当 期 末 残 高	564,200	24,155	120,197	72,784	300,000	1,248,457	△110,884	2,218,910

	評価・換算 差 額 等	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	1,086	2,139,864
当 期 変 動 額		
固定資産圧縮 積立金の取崩		—
剰余金の配当		△27,885
当 期 純 利 益		108,018
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,518	1,518
当 期 変 動 額 合 計	1,518	81,651
当 期 末 残 高	2,604	2,221,515

# 個別注記表

(令和3年2月1日から  
令和4年1月31日まで)

## 1. 重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～41年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法

なお、ソフトウェアについては、利用可能年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）が平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、アポロシネマ売店における一部の商品取引及び娯楽場事業における収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。また、不動産事業の一部において共用部使用の対価としてテナントから収受する共益費について、従来は、顧客から受け取る額から保守・管理等に係る費用を差し引いた純額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が本人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高及び営業原価が24,193千円それぞれ増加しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度まで「未払金」に含めて表示しておりました建物等の設備工事に係る未払額について、当事業年度より「設備未払金」（前事業年度198,276千円）として表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について注記しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

(劇場事業に係る固定資産の減損)

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

建 物	218,601千円
機械及び装置	28,586千円
工具器具備品	54,155千円
ソフトウェア	49,421千円
計	350,764千円

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

###### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社における減損会計の適用に当たっては、主としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っており、主な資産グループは「劇場事業」「不動産賃貸事業」「その他の事業」としております。

当事業年度において、劇場事業に関連する資産グループからの全社費用配賦後の営業損益が2期継続してマイナスであることから減損の兆候が認められるため、減損損失の認識要否について検討を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額は固定資産の帳簿価額を超えていることから、減損損失を認識しないと判断いたしました。

###### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、中期事業計画を基礎としており、当事業計画における劇場事業収入の予測にあたっては、近隣地区における同業他社の出店による影響など経営環境の変化に伴う一定の仮定を用いております。

###### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失の認識に当たっては慎重に検討しておりますが、今後の実際の推移が見積りの前提とした仮定と乖離する場合には、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

## 5. 追加情報

(会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大による政府の「緊急事態宣言」及びこれを受けた大阪府の「緊急事態措置」に基づき、「あべのアポロシネマ」ほか該施設の臨時休館を実施しました。その後、大阪府の「緊急事態措置」に基づく映画館への要請内容が緩和されたことに伴い、「あべのアポロシネマ」の営業を再開しておりますが、依然として予断を許さない状況であります。このような状況が翌事業年度においても一定程度残るものと仮定しており、当該仮定を会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損会計等）に反映した結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありませんでした。

なお、現時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の実際の推移がこの仮定と乖離する場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	9,093,484千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権及び短期金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	514,828千円
関係会社に対する短期金銭債務	3,124千円
(3) 有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額	121,946千円

## 7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高		
営業取引によるもの	販売費及び一般管理費	40,461千円
営業取引以外によるもの	取引高	1,183千円

### (2) 休業等の要請に伴う協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた大阪府からの休業等の要請に応じたことによる協力金を、休業等の要請に伴う協力金として特別利益に計上しております。

### (3) 臨時休館に伴う損失

新型コロナウイルス感染症拡大による政府の「緊急事態宣言」及びこれを受けた大阪府の「緊急事態措置」に基づき、「あべのアポロシネマ」ほか該施設の臨時休館を実施しました。当該臨時休館中に発生した固定費等（減価償却費ほか）に臨時性があると判断し、臨時休館に伴う損失として特別損失に計上しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の数	普通株式	2,821,000株
当期末における自己株式の数	普通株式	32,428株
(2) 配当に関する事項		

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年4月27日 定時株主総会	普通株式	27,885	10.00	令和3年1月31日	令和3年4月28日

- ② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
令和4年4月26日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年4月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	27,885	10.00	令和4年 1月31日	令和4年 4月27日

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,927 千円
未払事業税	2,817 千円
退職給付引当金	22,092 千円
資産除去債務	88,740 千円
その他	1,903 千円
繰延税金資産小計	117,480 千円
評価性引当額	△88,740 千円
繰延税金資産合計	28,740 千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	32,092 千円
その他有価証券評価差額金	1,148 千円
繰延税金負債合計	33,241 千円
繰延税金負債の純額	4,500 千円

## 10. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については近鉄グループホールディングス株式会社のCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に限定しており、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。

売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、テナント賃貸借契約において、原則として保証金を収受することとしているほか、相手先ごとの残高管理を行うことにより低減しております。投資有価証券は全て上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年1月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	84,524	84,524	—
(2) 売掛金	118,700	118,700	—
(3) 未収入金	1,648	1,648	—
(4) 短期貸付金	514,669	514,669	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券	8,771	8,771	—
資 産 計	728,313	728,313	—
(1) 買掛金	102,917	102,917	—
(2) 短期借入金	450,000	450,000	—
(3) 未払金	192,714	192,714	—
(4) 設備未払金	121,516	121,516	—
(5) 未払法人税等	42,552	42,552	—
(6) 預り金	88,217	88,217	—
(7) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	468,750	467,843	△ 906
(8) 受入保証金	626,766	627,365	599
負 債 計	2,093,436	2,093,129	△ 307

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。



(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 設備未払金、(5) 未払法人税等、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間で同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 受入保証金

受入保証金の時価については、償還予定時期を見積り、国債の利回り等の適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
差入保証金	801,958
受入保証金	903,141

上記は、主にあべのルシアスビルにおける大阪市との保留床一括賃貸借契約に係るテナント賃貸借契約において、テナントから收受した受入保証金と、当該收受額を大阪市に差し入れた差入保証金であります。これらは入居テナントからの收受並びに退去テナントへの返済の結果を受けて1年ごとに精算しており、また、保留床一括賃貸借契約は契約期間の定めがないため、時価を把握することが極めて困難であることから時価開示の対象に含めておりません。

11. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、きんえいアポロビルを保有しており、あべのアポロシネマの一部や娯楽場等の自社事業を展開するほか、商業テナントに賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	当期末の時価 (千円)
2,916,900	7,677,039

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

12. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社が保有するきんえいアポロビルの建物解体時におけるアスベスト除去費用について、資産除去債務を計上しております。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法  
 資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間を取得から46年と見積り算定しております。なお、当該資産は既に使用見込期間を経過しているため、割引計算を行っておりません。

- (3) 当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	290,000 千円
有形固定資産の取得による増加額	— 千円
資産除去債務の履行による減少額	— 千円
計	290,000 千円

### 13. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用しております。また、中小企業退職金共済制度に加入しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

- (2) 確定給付制度

- ① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	93,489 千円
退職給付費用	4,806 千円
退職給付の支払額	△26,099 千円
退職給付引当金の期末残高	72,196 千円

- ② 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型の退職給付債務	72,196 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,196 千円

退職給付引当金	72,196 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,196 千円

- ③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	8,014 千円
----------------	----------

(注) 退職給付費用には、近鉄グループホールディングス株式会社からの出向者に対する当社負担分を含めております。

- (3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は3,330千円であります。

14. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

種類	会社等の名称 (住所)	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	
					役員等 兼任等 (人)	事業上の 関係
親会社	近鉄グループホールディングス株式会社 (大阪市天王寺区)	126,476,858	持株会社	直接 6.0 間接 56.9 ※2	兼任 2 出向 2	資金の貸付
		取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		資金の貸付 ※1	375,479	短期貸付金	514,669	
	貸付金利息 ※1	1,183	未収入金	159		

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 資金の貸付については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）にかか  
るものであり、貸付金利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また  
取引金額は、当期における平均貸付残高を記載しております。

2 ※2 議決権等の被所有割合の間接には、退職給付信託を含んでおります。

15. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	796円65銭
(2) 1株当たり当期純利益	38円74銭

16. 収益認識に関する注記

当社の主要な事業であります「劇場事業」「不動産賃貸事業」「その他の事業」における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 劇場事業

劇場事業における主な履行義務は映画の興行及び売店商品の提供であり、映画興行については観賞券面に記載された作品の上映時点、売店商品については販売時点で収益を認識しております。なお、一部の商品取引については顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業における主な履行義務は当社保有ビル共用部の維持管理であり、顧客（テナント）が共用部を使用する対価について保守・管理等のサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

(3) その他の事業

その他の事業における主な履行義務は娯楽場施設（ゲームセンター）での遊戯設備（ゲーム機）の提供であり、顧客（利用者）が同設備を利用した時点で収益を認識しております。なお、当該事業については顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引として、顧客から受け取る額から業務委託先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

17. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和4年3月9日

株式会社 きんえい  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 宏和 ⑧  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きんえいの令和3年2月1日から令和4年1月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書（謄本）

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの第125期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている親会社との取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年3月14日

株式会社 きんえい 監査役会

監査役(常勤) 門山龍彦 ㊞

監査役 長田宏 ㊞

監査役 安本幸泰 ㊞

(注) 監査役(常勤)門山龍彦及び監査役長田宏は、社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開等に必要な内部留保を確保しつつ、安定配当を継続維持することを基本方針としております。

このような方針のもと、当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績を勘案し、1株につき10円といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円  
総額27,885,720円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日  
令和4年4月27日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるほか、条文の一部字句を修正するものであります。



## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する産経新聞に掲載して行う。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② (条文省略)</p>	<p>(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する産経新聞に掲載して行う。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> ② <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p style="text-align: center;">た なか こう ぞう 田 中 耕 造 (昭和32年6月24日生)</p>	<p>昭和55年4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社</p> <p>平成15年12月 株式会社近鉄ステーションサービス総務部長</p> <p>平成18年3月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）鉄道事業本部調査部長</p> <p>平成18年6月 近鉄バス株式会社総務部長</p> <p>平成19年3月 同社取締役総務部長</p> <p>平成19年9月 同社取締役営業部長</p> <p>平成21年11月 北日本観光自動車株式会社総務部長</p> <p>平成22年3月 同社常務取締役総務部長</p> <p>平成24年3月 同社取締役社長</p> <p>平成26年3月 奈良観光バス株式会社取締役社長</p> <p>平成29年4月 当社取締役社長（現在）</p>	1,851株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	さく だ のり ひこ 作 田 憲 彦 (昭和35年1月12日生)	昭和58年4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 平成21年4月 株式会社メディアアート広告事業本部副本部長 平成22年6月 株式会社アド近鉄取締役広告事業本部長 平成23年11月 当社シネマ事業部部長、企画部部長 平成24年2月 当社シネマ・アミューズメント事業部部長、企画部部長 平成24年4月 当社執行役員シネマ・アミューズメント事業部部長、企画部部長 平成25年4月 当社取締役シネマ・アミューズメント事業部部長 平成31年4月 当社常務取締役シネマ・アミューズメント事業部部長 令和3年4月 当社専務取締役シネマ・アミューズメント事業部部長（現在）	729株
3	きた えつ じ 北 悦 治 (昭和38年1月13日生)	昭和60年4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 平成19年6月 奈良交通株式会社生活創造事業本部不動産開発部長 平成23年11月 当社ルシアス事業部部長、企画部部長、ビル企画部部長、アポロ事業部部長 平成24年2月 当社不動産事業部部長、企画部部長 平成24年12月 当社執行役員不動産事業部部長、企画部部長 平成26年6月 当社執行役員企画部長、不動産事業部部長 平成27年4月 当社取締役企画部長、不動産事業部部長 令和3年4月 当社常務取締役企画部長、不動産事業部部長（現在）	641株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	あみ もと ひろ ゆき 網 本 浩 幸 (昭和17年12月11日生)	昭和46年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 佐藤武夫法律事務所入所 昭和47年9月 同事務所継承 昭和50年1月 佐藤武夫法律事務所を網本浩幸法 律事務所に改称（代表） 平成元年8月 同事務所をアイマン総合法律事務 所に改称(代表)（現在） 平成6年4月 大阪弁護士会副会長 平成7年3月 同上退任 平成16年4月 当社監査役 平成19年6月 大阪ウォーターフロント開発株式 会社（現株式会社海遊館）監査役 （現在） 平成28年4月 当社監査役退任 平成28年4月 当社取締役（現在） 重要な兼職の状況 弁護士	400株
5	かわ うち かず とも 河 内 一 友 (昭和22年5月18日生)	昭和46年4月 株式会社毎日放送（現株式会社M B Sメディアホールディングス） 入社 平成5年7月 同社東京支社テレビ営業第一部長 平成7年7月 同社東京支社ラジオ営業部長 平成9年7月 同社ラジオ営業局次長兼業務部長 平成11年6月 同社事業局長 平成14年6月 同社取締役事業局長 平成15年6月 同社常務取締役テレビ本部長 平成17年6月 同社常務取締役 平成19年6月 同社取締役社長 平成27年6月 同社取締役会長 平成28年4月 当社取締役（現在） 平成29年4月 株式会社毎日放送取締役会長 令和元年6月 株式会社MBSメディアホールデ ィングス相談役最高顧問 令和元年6月 株式会社毎日放送相談役最高顧問 （現在） 重要な兼職の状況 株式会社毎日放送相談役最高顧問	0

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	※ <small>おぐらとしひで</small> 小倉敏秀 <small>(昭和30年9月9日生)</small>	昭和53年4月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社 平成21年6月 同社執行役員（総務部及び監査部担当） 平成22年4月 当社監査役 平成24年6月 近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）取締役常務執行役員（総務部及び監査部担当） 平成27年1月 近畿日本鉄道分割準備株式会社（現近畿日本鉄道株式会社）取締役常務執行役員（総務部及び監査部担当） 平成27年4月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役常務執行役員（総務部及び監査部担当） 平成27年4月 近畿日本鉄道株式会社取締役常務執行役員（総務部及び監査部担当） 平成27年6月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役専務執行役員（総務部及び監査部担当） 平成27年6月 近畿日本鉄道株式会社取締役専務執行役員（総務部及び監査部担当） 平成28年4月 当社監査役退任 平成28年6月 三重交通グループホールディングス株式会社取締役社長 令和2年6月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役社長（現在） 重要な兼職の状況 近鉄グループホールディングス株式会社取締役社長	400株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 小倉敏秀氏は当社の親会社である近鉄グループホールディングス株式会社の取締役社長であります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各取締役候補者の過去10年間及び現在の近鉄グループホールディングス株式会社及びその子会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に略歴として記載のとおりであります。
4. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、次の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、令和4年5月1日更新の予定です。本議案でお諮りする取締役候補者のうち重任候補者は、全員すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後は全取締役が被保険者となります。
- 保険契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
- 保険料は特約部分を含め全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
- 会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求がなされた場合に、これによって被保険者が被る損害（損害賠償請求がなされるおそれがある状況において、これに対応するために要する費用を含む。）を填補する。
- ③ 役員等の職務執行の適正性が損なわれなかったための措置
- 保険契約において、私的な利益または便宜の供与に起因するもの、犯罪行為または違法であることを認識しながら行った行為に起因するものなどは、免責事由として損害を填補する対象としないこととしている。
5. 網本浩幸氏及び河内一友氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であり、両氏の社外取締役就任後の年数は、いずれも本総会終結の時をもって6年であります。両氏の過去10年間及び現在の近鉄グループホールディングス株式会社並びにその子会社及び関連会社における業務執行者または役員への就任については、「略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に略歴として記載のとおりであります。なお、近鉄グループホールディングス株式会社並びにその子会社及び関連会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
6. 網本浩幸氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、法律の専門家としての卓越した知識と経験を持ち、また長きにわたり当社の社外監査役を務め当社の事業にも深い理解があることから、適任と判断したためであります。同氏には、弁護士としての優れた実績を活かして、独立の立場から当社の経営を監督し、コンプライアンス体制の一層の充実に尽力いただけることを期待しております。

7. 河内一友氏を社外取締役候補者とした理由は、経済人としての豊富な経験と高い見識を持つほか、関西地区を事業基盤とする放送会社の重鎮として示される意見を当社の事業に反映できることから、適任と判断したためであります。同氏には、放送事業における優れた実績を活かして、独立の立場から当社の経営を監督し、経営基盤の一層の強化に尽力いただけることを期待しております。
8. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第27条の規定に基づき、網本浩幸氏及び河内一友氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
9. 当社は、東京証券取引所に対し、網本浩幸氏及び河内一友氏を独立役員として届け出ております。

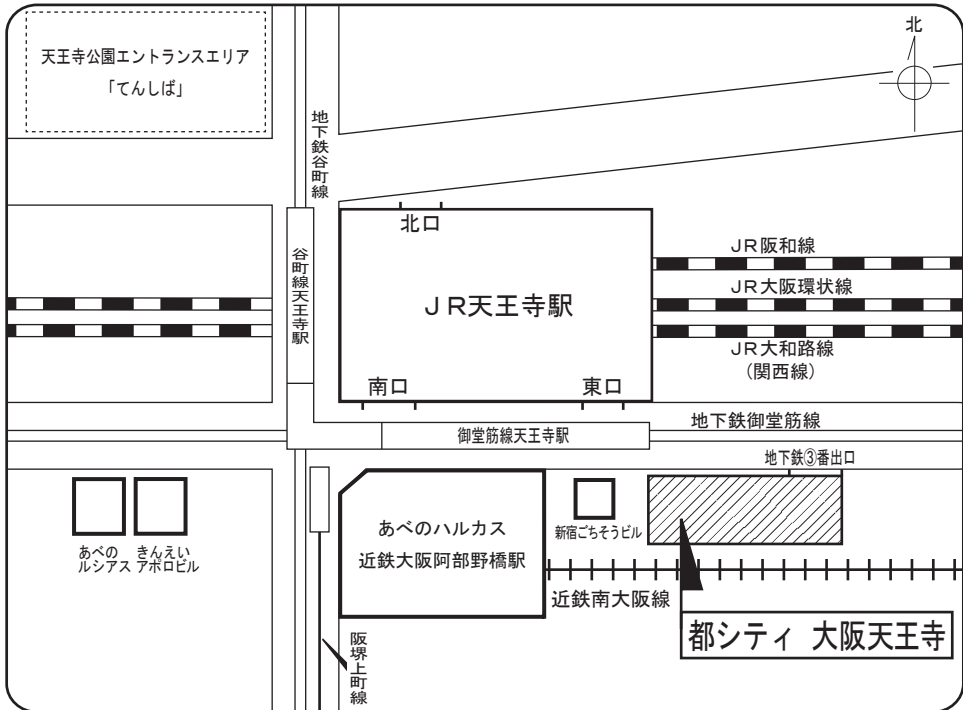
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号  
都シティ 大阪天王寺 6階 吉野の間

(主な最寄り駅からの道順)

- (1) 近鉄大阪阿部野橋駅下車 東改札(地下)を出て都シティ 大阪天王寺 地下入口へ
- (2) 地下鉄天王寺駅下車 御堂筋線東改札を出て都シティ 大阪天王寺 地下入口へ
- (3) JR天王寺駅下車 東口を出て横断歩道を渡り都シティ 大阪天王寺 正面入口へ



(お願い) お車でのご来場はご遠慮下さい。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、昨年度よりとりやめとさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。